

働き方改革 フォローアップ調査 (令和元年) 結果概要

本会では昨年(2018年)4月23日に現場管理社員に長時間労働の是正を含めた働き方改革の実現に向けてため策定した「働き方改革に向けた基本方針」をもとに取り組みを進めている中、労働基準法の改正が本年4月1日より施行され、5年間の猶予はあるものの建設業においても時間外労働の罰則付き上限規制が導入され、その対応が急がれる。

本会員は電気工事業を専業とする大、中小企業と幅広い会員により構成されており、初回フォローアップ調査では本会員の施工状況も含め取組みの状況の再確認を行った。

本年(2019年)1月～2月にかけて実施した調査の企業会員をもとにした結果概要は次の通りである。

<調査方法>

- ・今回の調査は、2018年11月度の内線工事部門の状況について正会員である企業会員297社を対象に実施し、121社から回答(回収率41%)を得た。
- ・また同時に各地域の状況も把握するため、企業会員が有する全国主要拠点(副企業会員89社)および団体会員(都道府県協会等)に加入する主要企業89社より限定項目での調査も行った。
- ※ 各表での比率(%)は、特記のないものは回答企業数の割合を示す。

<調査結果>

1. 本会員の施工(内線工事部門)現況

- 1) 在籍技術者数 50名以下が主で52%を占める。
- 2) 年間受注高 5億円～50億円が主(54%)であるが、受注高に幅がある。
- 3) 受注する工事
(※件数割合)
 - ・500万円未満の工事 66%
 - ・元請：52% 下請：48%
 - ・新築：24% 保守改修：73% その他：3%
 - ・公共工事：22% 民間工事：78%

2. 就業規則上の労働条件の現況

1) 休日の取扱い

就業規則上で完全週休二日を取入れているのは64%であり、これは建設業全体の値(平成29年 厚労省就労条件総合調査)33.1%に比べ高い状況である。

- ① 完全週休二日制…………… 64%
- (他の休日の扱い)
- ② 変形労働時間制 (1か月単位、1年単位等)…………… 17%
- ③ 週休二日 (月に1回以上、週2日の休日がある状態)…………… 16%
- ④ 週休一日 (1日の所定労働時間を短く設定)…………… 3%

一方、各都道府県内を主に営業展開している団体会員の企業では、完全週休二日制(17%)が低く、変形労働時間制(48%)が高い状況である。

2) 3.6 協定上からみた時間外労働の現況

建設業では5年後より上限規制が適用され、時間外労働は「月45時間・年360時間」が上限となり、特別条項付き36協定を締結することで労働時間の上限を増やすことができるが、「年間720時間、月100時間未満、かつ2～6カ月平均で80時間以内」に対応せねばならない。

現況は、特別条項において年間の延長時間720時間超としている企業会員が55%と高い状況である。

3.6 協定上の現状 (対象：内線工事部門)

1カ月の延長時間		(特別条項にて)		
100時間以上	11%	32%	→ 32% (100時間以上)	2024年度から上限適用 (100時間未満)
99～81時間	5%	11%		
80～46時間	43%	57%		
45時間以内	41%	-		
計	100%	100%		
年間の延長時間		(特別条項にて)		
961時間以上	7%	5%	→ 55% (720時間以上)	2024年度から上限適用 (720時間以下)
960～841時間	10%	26%		
840～721時間	11%	24%		
720～361時間	32%	42%		
360時間以内	40%	3%		
計	100%	100%		

N = 111 N = 104

3. 現場の勤務実態

1) 時間外労働

時間外労働の上限規制の適用への対応として本会は、段階的に時間外労働時間の削減をはかり、月の残業時間80時間を超さない労働環境の確保を進めて行くが、現状は下記の通り。

- ① 1カ月の時間外労働の最大値 (2018年11月度)
80時間超…………… 49%

時間外労働(月)	
100 h以上	32% → 49%
99～81 h	17%
80～46 h	38%
45 h以下	13%
計	100%

N=117

<協会目標>

2022年3月までに1ヵ月上限100h未満に

2024年3月までに複数月で80h月以内に

② 技術系社員の時間外労働が多くなる理由

時間外労働が多くなる理由の上位3項目によって得た結果は、「人員が不足しているため（交代要員がない） 60%」が最多、「技術者の業務量が多いため 41%」、「発注者からの不規則な要望に対応する必要があるため（予期せぬ設計変更等） 22%」と続く結果となる。

技術系社員が時間外労働が多くなる主な理由	
1 人員が不足しているため（交代要員がない）	60%
2 技術者の業務量が多いため	41%
3 発注者からの不規則な要望に対応する必要があるため（予期せぬ設計変更等）	22%
4 発注者への提出事務書類が多く時間を費やさざるを得ない	21%
5 施設休業日しか作業が出来ない（施工条件に基づく）	21%

※ 上位3項目を選択

N=121

2) 現場での週休二日の導入実態

建設業就業者の長時間労働は、週休二日が建設現場で普及していないことが大きな要因となっており、また週休二日は若者が職場に魅力を感じるための大きな要素であり、その実態は下記の通り。

① 現場における週休二日（土曜日に限らず）の実施状況

週休二日は現時点では「ほとんど実施されていない 37%」であった。

2018年11月時点の現場での主な実施状況

実施状況	元請の場合	下請の場合	元下請(計)※
ほとんど実施していない	31%	44%	37%
4週5休	12%	19%	15%
4週6休	36%	22%	30%
4週7休	4%	3%	4%
4週8休	16%	8%	12%
他	1%	4%	2%
計	100%	100%	100%

<協会目標>

2020年度末までに

4週6休

2024年度末までに

4週8休

※ 元下請の受注件数割合で再集計

N=118

② 週休二日が進まない理由

週休二日が進まない主な理由に「工程が厳しく組み込めない 63%」が示され、また本会の会員が受注する工事は約7割が改修工事である状況を反映し「施設休業日にしか作業できない 37%」の回答を得ている。

週休二日が進まない理由	
(1) 工程が厳しく組み込めない	63%
(2) 建築業者が閉所しない(分離発注の場合)	39%
(3) 施設休業日にしか作業できない	37%
(4) 事務処理等が多く休めない	23%
(5) 協力会社が休みたがらない	15%
(6) 発注者への対応	10%
(7) 工程上の貯金を作りたい	2%
(8) その他	6%

※ 上位2項目を選択

N=115

4. 女性技術系社員の採用促進

回答者数が少なく全体値を示す値ではないが、回答を得た企業の内、女性技術者が在籍する企業では女性の割合は7%であった。

技術系社員の在籍状況		
女性	1,002 人	7%
男性	12,364 人	93%
計	13,366 人	100%

N=47

また、現在、各企業では技術系女性の採用意識が高まっており、今後CAD・製図を中心としさらには積算、現場管理業務の担当へと期待が高まっている。

技術系女性社員の雇用状況

該当状況	
積極的に雇用している	30%
検討している	31%
今後検討したい	19%
現状は考えていない	20%
他	0%
計	100%

N=108

今後、技術系女性社員に期待する担当業務

該当業務	
CAD・製図	62%
積算	34%
建設現場管理	30%
建設現場管理の補助(社内向け業務)	28%
設計	18%
工事事務・原価管理	13%
技術営業	7%
品質管理	1%
研究・技術開発	1%
その他	1%

※ 複数選択可

N=105

5. 生産性向上に向けた取組

1) 生産性向上に向けた取組み状況

7割の会員が定期的に社内会議等を開き取組みを進めている。

該当状況	
定期的に会議等を開催して取組を進めている	68%
取組みたいが実行に至っていない、手つかずである	26%
まだ考えていない	6%
計	100%

N=116

2) 取組み中の事例

各取組みの詳細事例は次の通り。

取組み中の事例

<A. 現場業務における取組み>

工事関係書類の簡素化	45%
書類のペーパーレス化・ネットワーク機器の導入	42%
現場での打ち合わせの合理化	34%

<B. 現場工程管理における取組み>

施工時期の平準化	45%
手待ち・手戻りの解消	41%

<C. 現場で生産性向上に資する技術等>

材料・工法(プレハブケーブル、ユニット化等)	53%
スマートメディア(タブレット等)	43%
多機能計測器(Bluetooth等対応)	42%
工具(レーザー墨出等)	26%

<D. 現場以外における取組み>

繁忙期のフォローアップ	35%
現場業務の後方支援	30%

※ 複数選択可

N=116

3) 取組む上で障害となる理由

5割強の会員が「それらの取組みコスト負担の大きさ」「自社だけでは取り組めない」を課題としており、個々での取り組みの難しさが示された。

取組む上で障害となる理由	
コスト負担が大きい	57%
自社だけでは取り組めない	52%
新ツール・工法の導入手順と使い方が分からない	21%

※ 複数選択可

N=116

6. 工期遅れを引き起こす要因

電気工事は前工程遅れによる”しわ寄せ”を受けやすいが、その「工期遅れを引き起こす要因」での最多回答は「発注者による追加・変更指示があった 58%」であり、過去行った調査でも最多回答であった。全体として幾分改善の傾向を示している。その他意見では「人材不足による資機材の調達納品の遅れにより工程に影響を受けている」との回答もあった。

該 当 要 因	
1	発注者による追加・変更指示があった 58%
2	全体施工の管理が上手く機能しなかった 26%
3	設備工事の着手時期になっても、設計内容が確定せずに、施工図が作成できなかった 23%
4	建築工事を優先し設備工事は後回にする傾向があるため 18%
5	内装等の工事と同時作業になり、通常以上の時間を要した 15%
6	現場周辺(近隣)との協定で工期や作業時間が制限されたため 12%
7	発注者による仕様の変更があった 11%
8	施主より直接発注された各建築・土木・設備業者が同じ工期のため、それら業者への工程調整難による 11%
9	殆どしわ寄せはない 11%
10	その他 5%

※ 上位2項目を選択

N=118

以 上